

裁 決 書

審査請求人

処分庁

福祉事務所長

上記審査請求人が令和4年11月6日に提起した、上記処分庁による令和■年■月■日付け及び同年■月■日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づき、令和■年■月■日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同年■月■日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）（以下これらを「本件各処分」という。）について、それらの取消しを求めるものである。

なお、審査請求人は、審査請求書において、生活保護費同年10月分支給の遅れ及び減額の理由並びに処分庁職員の行動、態度及び通知方法の改善に係る調査及び是正並びに本件各処分に関わった処分庁職員の再教育（又は採用時の基準の見直し、配置転換）を求めているが、埼玉県知事は、法第64条の規定により本件審査請求の審査庁となるものであり、処分庁である福祉事務所長の上級行政庁ではないので、裁決で、本件各処分を変更したり（行政不服審査法第46条1項ただし書）、一定の処分をすべき旨を命ずること（同条第2

項第1号)はできないから、本件審査請求の趣旨を本件各処分の取消しを求めるものとして取り扱う。

2 事案の経緯等

(1) 審査請求人は、処分庁による法に基づく保護を受けている。

(2) 令和4年8月2日、審査請求人から処分庁に電話があり、「[REDACTED]」と報告を受けた。

(3) 同日、処分庁は、審査請求人が入院したため、医療法人社団[REDACTED]病院(以下「本件医療機関」という。)へ入院可否意見書の作成を求め、その様式を送付した。

(4) 同月16日、処分庁は、上記(2)で審査請求人から入院期間が2,3か月の見込みと報告を受けていたため、同年10月1日付けで生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)別表第1第1章1の基準生活費(以下「居宅基準生活費」という。)から同表第1第3章1の入院患者日用品費への保護変更処分である本件処分1を行った。

(5) 同年[REDACTED]月[REDACTED]日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分1を行ったことを伝えた。

また、同日付けで保護変更通知書を審査請求人の住民登録地の自宅あてに送付した。

(6) 同年9月下旬から同年10月3日の間に、審査請求人から処分庁に電話があり、「[REDACTED]」と報告を受けた。

(7) 同月4日、本件医療機関の相談員から処分庁に、「審査請求人の[REDACTED]」と電話連絡があった。

同日、処分庁は、審査請求人の[REDACTED]したため、[REDACTED]日付けで居宅基準生活費への保護変更処分である本件処分2を行った。

(8) 処分庁は、同月[REDACTED]日付けで保護変更通知書を審査請求人の住民登録地の自宅あてに送付した。

(9) 審査請求人は、同年11月6日、本件各処分の取消しを求めて、本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

生活保護費同年10月分支給の遅れ及び減額の理由。

処分庁職員の行動、態度及び通知方法の改善に係る調査及び是正。

本件各処分に関わった処分庁職員の再教育（又は採用時の基準の見直し、配置転換）。

退院予定だと伝えたと「保護費は日割りになる」とのこと。

（日割りの支給は納得できず、何度聞いても日割りですの一点張り）

審査請求人の入院期間は だから当然保護費減額の対象にはなっていないし、生活保護費を日割りにする意味が分からない。

処分庁の生活保護費支給日は毎月5日だが、審査請求人のところには、減額された金額が同年 月 日に振り込まれた。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分2について

本件処分2の内容は、審査請求人の したため、同月分生活保護費の基準を同月8日付けで、「入院患者の基準生活費」から「一般生活費」へ変更し、保護費を追加支給するものである。

本件処分2をした理由は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2(3)キ、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-29の答(1)及び「生活保護マニュアル2022：4」（令和4年3月30日付け社福第1804-1号埼玉県福祉部社会福祉課長通知）問5-6(1)を根拠に行ったものである。

なお、令和4年10月1日から同月 日までは「入院患者の基準生活費」を基準として生活費を算出し、同月 日から同月31日までは「一般生活費」を基準として生活費を算出して生活保護費変更の日割り計算をした。

よって、処分庁は、法に基づく厚生労働省からの通知等を根拠に本件処分2をしたため、処分庁の処分は適法であり、かつ、相当である。

(2) 本件処分1について

本件処分1の内容は、局長通知第7の2(3)エ及び問答集問7-29を根拠に行ったものである。

なお、審査請求人の最低生活費より年金等収入額が上回るため、差額分を医療費自己負担とする保護変更処分をした。その理由については、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第10を根拠に行ったものである。

処分庁は、法に基づく厚生労働省からの通知等を根拠に処分をしたため、当庁の処分は適法であり、かつ、相当である。

(3) 審査請求人の主張に対して

「生活保護費令和4年10月分支給の遅れ、及び減額の理由」及び「処分

庁職員の行動、態度、通知方法の改善について」は、[REDACTED]へ変更したことにより、日割り分の支給が臨時的な支給日である同月[REDACTED]日になったが、処分庁職員が退院日の事実を知ったのは同月3日であり、本来支給日である同月5日の支給額決定の事務処理の期限を過ぎていたため、同日に支給額を支給することは不可能であった。審査請求人が主張する同月分支給の遅れに関して、違法又は不当な点はない。

処分庁職員が、同年[REDACTED]月[REDACTED]日に審査請求人に対して本件処分1を行った結果、医療費自己負担が発生した。その制度について電話で説明を行ったが、退院時に本件医療機関から審査請求人に対して医療費請求があり、その場で医療費を自己負担してもらう可能性があったため、退院前に審査請求人に制度説明を行った点に、違法又は不当な点はない。

通知方法は、審査請求人に対し、法第24条に基づき、通知すべき内容が記載された通知書（保護の要否、種類、程度及び方法）を通知しているため、違法又は不当な点はない。

なお、同年10月5日支給日の保護費支給に関わる事務処理期間は、同年9月9日から同月16日までである。

- (4) 上記(1)から(3)までにおいて、処分庁が主張している「一般生活費」は、「居宅基準生活費」を指すと解する。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条第1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとしており、法第8条第1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

そして、法第11条第1項は、保護の種類として、生活扶助、医療扶助等を規定している。

- (2) 保護の基準別表第1第3章1(1)及び(2)によれば、基準生活費の算定について、入院患者日用品費は「病院又は診療所に1箇月以上入院する者」について月額23,110円以内で算定することとされている。

そして、局長通知第7の2(3)アによれば、病院又は診療所において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこととされている。

さらに、局長通知第7の2(3)エによれば、保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合（保護の開始された日若しくは保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合又は救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム若しくは介護施設に入所している者が入院した場合を除く。）は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上し、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとするものとされ、局長通知第7の2(3)クによれば、入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第3章の1の(1)の基準額の全額を計上することとされている。

なお、局長通知第7の2(3)キによれば、入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割計算により行うこととされている。

- (3) 問答集7-29において、見込み入院期間が1か月以上で居宅から入院した被保護患者等が死亡等のため、結果的に入院期間が1か月未満になった場合の基準生活費の算定については、入院月の翌月の初日から死亡等の日までの期間については日用品費の額が計上されることになるが、これは、当初入院期間が1か月以上になることが見込まれていた場合は一旦認定した日用品費の額の計上を取り消すことなく、日用品費を認定するという考え方によるものであるとされている。なお、死亡等には当然ながら死亡に因らない退院も含まれると解される。
- (4) 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活実態を調査し、保護の変更を必要とするときと認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない、その通知書には理由を付さなければならないとされている（法第25条第2項及び同項で準用する法第24条第4項）。
- (5) 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない、ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない（行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項）。不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない（同法第14条第3項）。
- (6) 次官通知及び局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準とされている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 最低生活費について

処分庁は、令和4年8月2日の審査請求人からの電話での報告及び同年9月22日付け本件医療機関の医師作成の医療要否意見書から、審査請求人の[REDACTED]となる見込みであるとの判断から、上記第2の2(2)のとおり、審査請求人については、入院日の属する月（同年9月）の翌月の初日である同年10月1日を変更日として（局長通知第7の2(3)エ）、1か月以上入院することを要する者として、月額で、生活扶助については、入院患者日用品費の基準額の全額である23,110円とした（局長通知第7の2(3)ク）ことが認められる。

その上で、処分庁は、年金収入額[REDACTED]円を、まず生活扶助[REDACTED]円に充当し、次に住宅扶助[REDACTED]円に充当した結果、請求人に係る最低生活費を0円、自己負担額を[REDACTED]円と算定し本件処分1をしたことが認められる。

また、審査請求人及び本件医療機関の相談員から処分庁に連絡があり、審査請求人の退院日が同月[REDACTED]日に確定したことが判明したため、局長通知第7の2(3)キに基づき、翌[REDACTED]日付けで入院患者日用品費を居宅基準生活費に変更する本件処分2を行った。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、入院期間が[REDACTED]であることから、同年10月分の保護費は居宅基準生活費が全額支給されるべきであり、同月1日から退院日までの期間については日割計算によって、入院患者日用品費の額が計上されることに納得できないという。

しかし、上記1(2)の法令等の定めに従い適正になされたものと言え、違算等の事実も認められないことから、違法又は不当な点はない。

また、審査請求人は、処分庁職員に退院日を告げたのは、処分庁職員が主張する同月4日ではなく、同年9月26日ないし27日であることから、本来毎月5日に支給される保護費が同年10月分は同月20日に支給されたことが違法であると主張しているものと解するため、念のため検討する。

上記第2の2(3)のとおり、処分庁において、同年10月5日支給日の保護費支給に係る事務処理期間は同年9月9日から同月16日までとしているが、この事務処理期間の設定自体、著しく不合理であると認めることはできない。

したがって、仮に審査請求人の言うとおり、処分庁職員に退院日を告げたのが同年9月26日であったとしても、同年10月5日支給日に係る事務処理期間を過ぎていることから、同年10月5日支給日に保護費を支給することはできず、同支給日以降直近の臨時支給日である同月[REDACTED]日に保護費を支

給したことに違法又は不当な点はない。

(3) 本件各処分における理由付記の適法性について

不利益処分に係る理由付記について、行政手続法は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない、ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」(同法第14条第1項)、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない(同法第14条第3項)」と規定している。

また、同条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解され、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである(最高裁判所第三小法廷平成23年6月7日判決)。

さらに、一般に、法律が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をなすべきか、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであり、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がなされたのかを、その記載自体から了知しうるものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知り得るような場合は別として、法律が要求する理由付記としては十分でないといわなければならない、いかなる事実関係を認定して申請者が同号に該当すると判断したのかを具体的に記載することを要すると解するのが相当である(最高裁判所第三小法廷昭和60年1月22日判決)。

以上を踏まえ、以下、本件処分について、同法第14条第1項本文に定める理由提示義務の違反があるか否かを検討する。

まず本件処分1についてみると、本件処分1に係る通知書には、「3. 保護変更理由」として、「介護保険料控除の変更」及び「世帯主の入院による」と記載されている。

また、同通知書の「1. 保護の種類及び支給額」の表の「種類」において「10月以降の支給額」と、「自己負担額」において「XXXXXXXXXX」と記載されている。

さらに、同表の欄外に、「(自己負担額) この決定によりあなたに負担してい

ただく額です。金額 [REDACTED] 円 負担先「医療機関」と記載されている。

これらの記載から、審査請求人について、令和4年10月以降「介護保険料控除の変更」及び [REDACTED] を理由に自己負担額が [REDACTED] 円となること及び当該自己負担額の負担先が医療機関であることが読み取れる。

しかし、この理由付記では、処分庁において、どのような事実関係が認定された結果審査請求人の自己負担額が [REDACTED] 円となったか明確でなく、審査請求人にとって、かかる判断の適否を判断できず、不服申立てにも資さない。

したがって、本件処分1の通知書の理由の記載は、法第24条第4項及び行政手続法第8条第1項本文の要求する理由の提示としては不十分というべきであり、本件処分は、これらの規定の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分として、取り消されるべきである。

次に、本件処分2についてみると、本件処分2に係る通知書には、「3. 保護変更理由」として、「世帯主の退院による」と記載されている。

また、同通知書の「1. 保護の種類及び支給額」の表の「種類」において「10月分追加支給額」と、「住宅扶助」において「[REDACTED]」と記載されている。

さらに、「2. 今回の決定に伴う差額と支給方法」に、「10月分支給額 [REDACTED] 円 令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日にあなたの指定する口座に振込みます。」と記載されている。

これらの記載から、審査請求人について、[REDACTED] を理由に10月分追加支給額 [REDACTED] 円が住宅扶助として同日に審査請求人の指定する口座に振り込まれることが読み取れる。

しかし、この理由付記では、処分庁において、どのような事実関係が認定された結果審査請求人の口座に10月分追加支給額 [REDACTED] 円が振り込まれるのか明確でなく、審査請求人にとって、かかる判断の適否を判断できず、不服申立てにも資さない。

したがって、本件処分2の通知書の理由の記載は、法第24条第4項及び行政手続法第8条第1項本文の要求する理由の提示としては不十分というべきであり、本件処分は、これらの規定の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分として、取り消されるべきである。

- (4) 上記(3)において検討したとおり、本件各処分は、その余の点を検討するまでもなく、違法又は不当なものとして、取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件各処分は取り消されるべきである。

令和5年9月12日

審査庁 埼玉県知事 大野 元裕



